

那覇市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成27年那覇市条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第3条第1項の許可(以下「許可」という。)を受けようとする者は、許可申請書に設計説明書及び別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。許可を受けた内容を変更しようとするときも、同様とする。

(許可の通知)

第3条 市長は、前条の規定による申請について許可をしたときは、許可書を当該申請をした者に交付する。

(届出)

第4条 風致地区内において条例第3条第1項各号に掲げる行為をする建築主、造成主等(以下「建築主等」という。)は、許可に係る行為が完了するまでの間、建築主等、設計者又は工事施工者の住所又は氏名に変更があった場合は、住所氏名変更届により、その旨を速やかに、市長に届け出るものとする。

2 建築主等は、許可に係る行為を完了したとき、又は中止しようとするときは、行為完了・中止届により、その旨を速やかに、市長に届け出るものとする。

(許可標識の掲示)

第5条 許可を受けた者は、風致地区内行為許可標識を作成し、当該許可に係る行為が完了するまでの間、当該許可を受けた行為に係る土地の区域内の見やすい場所に設置するものとする。

2 前項の規定は、前条第1項の規定による届出をした場合について準用する。

(協議)

第6条 条例第3条第3項後段の規定による協議は、協議書に設計説明書及び別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる図書を添えて行うものとする。協議した内容を変更しようとするときも、同様とする。

(規則で定める独立行政法人)

第7条 条例第3条第3項の規則で定める独立行政法人は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 国立研究開発法人森林総合研究所
- (3) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (7) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (8) 独立行政法人環境再生保全機構
- (9) 独立行政法人国立病院機構

(行為の通知)

第8条 条例第4条後段の規定による通知は、通知書に設計説明書及び別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる図書を添えて行うものとする。通知した内容を変更しようとするときも、同様とする。

(身分証明書)

第9条 条例第7条第2項の証明書は、身分証明書とする。

(様式)

第10条 この規則の規定による別表第2に掲げる文書の様式は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第2条、第6条、第8条関係)

行為の区分	図書		
	種類	縮尺	図書に明示しなければならない事項
1 建築物の新築、改築、増	付近見取図	1万分の1以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 道路

築又は 移転			(4) 目標となる地物
	配置図	200分の 1以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 敷地の境界 (4) 敷地内における建築物、工作物、 木竹等の位置 (5) 申請に係る建築物と他の建築物と の別 (6) 敷地に接する道路の位置及び幅員
	平面図	200分の 1以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 間取り (4) 各室の用途
	立面図(2面 以上)	200分の 1以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 主要部分の材料の種別 (4) 仕上げ方法 (5) 色彩
	断面図(2面 以上)	200分の 1以上	(1) 縮尺 (2) 建築物の断面 (3) 現況地盤、設計地盤及び平均地盤 の状況 (4) 敷地の境界 (5) 敷地内における建築物、工作物、 木竹等の位置及び高さ (6) 申請に係る建築物と他の建築物と の別
	地盤算定図	200分の 1以上	現況地盤、設計地盤及び平均地盤の状況

	敷地面積等 算定図	200分の 1以上	(1) 縮尺 (2) 敷地面積及び建築面積 (3) 求積図及び求積表
	緑地面積算 定図	200分の 1以上	(1) 縮尺 (2) 植栽によって覆われる土地の面積 (3) 求積図及び求積表
	植栽計画図	200分の 1以上	(1) 縮尺 (2) 植栽によって覆われる土地の区域 (3) 保存し、伐採し、若しくは移植する木竹又は新たに植栽する木竹(それぞれ色分けすること。)の名称、位置、高さ、葉張り、本数等
	状況カラー 写真		行為の場所及びその周辺の状況が分かるもの
2 工作物の新築、改築、増築又は移転	付近見取図	1万分の 1以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 道路 (4) 目標となる地物
	配置図	200分の 1以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 敷地の境界 (4) 申請に係る工作物の地上投影部分 (5) 申請に係る工作物と他の工作物の別
	平面図	200分の 1以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 工作物の用途
	立面図(2面以上)	200分の 1以上	(1) 縮尺 (2) 方位

			<ul style="list-style-type: none"> (3) 主要部分の材料の種別 (4) 仕上げ方法 (5) 色彩
	断面図(2面以上)	200分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 縮尺 (2) 工作物の断面 (3) 現況地盤、設計地盤及び平均地盤の状況 (4) 敷地の境界 (5) 申請に係る工作物と他の工作物との別
	植栽計画図	200分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 縮尺 (2) 植栽によって覆われる土地の区域 (3) 保存し、伐採し、若しくは移植する木竹又は新たに植栽する木竹(それぞれ色分けすること。)の名称、位置、高さ、葉張り、本数等
	状況カラー写真		行為の場所及びその周辺の状況が分かるもの
3 建築物等の色彩の変更	付近見取図	1万分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 縮尺 (2) 方位 (3) 道路 (4) 目標となる地物
	立面図(2面以上)	200分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 縮尺 (2) 主要部分の材料の種別 (3) 仕上げ方法 (4) 色彩
	状況カラー写真		行為の場所及びその周辺の状況が分かるもの
4 宅地の	付近見取図	1万分の	(1) 縮尺

造成、土地の開墾その他		1以上	(2) 方位 (3) 道路 (4) 目標となる地物
他の土地の形質の変更、水面の埋立て若しくは干拓又は土石の類の採取	地形図	1,000分の1以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 行為地の境界
	平面図	600分の1以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 行為地の境界 (4) 排水施設 (5) 切土又は盛土をする土地の部分 (6) のり面(切土又は盛土をする土地の部分に生ずるものに限る。) (7) 擁壁(切土又は盛土をする土地の部分に生ずるのりに設置するものに限る。)
	断面図(2面以上)	600分の1以上	(1) 縮尺 (2) 現況地盤及び設計地盤の状況
	のり面断面図	50分の1以上	(1) 縮尺 (2) のりの高さ及び勾配 (3) のりの保護の方法
	行為地面積算定図	200分の1以上	(1) 縮尺 (2) 行為地の面積 (3) 求積図及び求積表
	緑地面積算定図	200分の1以上	(1) 縮尺 (2) 植栽によって覆われる土地の面積 (3) 求積図及び求積表
	植栽計画図	200分の1以上	(1) 縮尺 (2) 植栽によって覆われる土地の区域

			(3) 保存し、伐採し、若しくは移植する木竹又は新たに植栽する木竹(それぞれ色分けすること。)の名称、位置、高さ、葉張り、本数等
	状況カラー写真		行為の場所及びその周辺の状況が分かるもの
5 木竹の伐採	付近見取図	1万分の1以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 道路 (4) 目標となる地物
	地形図	2,500分の1以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 周辺の土地利用の状況 (4) 林況 (5) 伐採区域
	伐採計画図	1,200分の1以上	(1) 縮尺 (2) 保存し、伐採し、若しくは移植する木竹又は新たに植栽する木竹(それぞれ色分けすること。)の名称、位置、高さ、本数等 (3) 伐採後の土地利用の状況
	状況カラー写真		行為の場所及びその周辺の状況が分かるもの
6 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の	付近見取図	1万分の1以上	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 道路 (4) 目標となる地物
	地形図	1,000分の1以上	(1) 縮尺 (2) 方位

堆積			(3) 周辺の土地利用の状況 (4) 堆積区域
	堆積計画図	200分の1以上	(1) 縮尺 (2) 堆積物の種類、高さ及び量並びに堆積する位置及びその方法 (3) 堆積後の処理方法
	状況カラー写真		行為の場所及びその周辺の状況が分かるもの

別表第2(第10条関係)

番号	文書の名称	根拠条項
1	許可申請書	第2条
2	設計説明書	第2条
3	許可書	第3条
4	住所氏名変更届	第4条第1項
5	行為完了・中止届	第4条第2項
6	風致地区内行為許可標識	第5条第1項
7	協議書	第6条
8	通知書	第8条
9	身分証明書	第9条